

川口市地球高温化対策活動支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川口市補助金等交付規則(昭和50年規則第24号)に定めるもののほか、地球高温化防止の活動に取り組む者に対し支援することにより、低炭素社会への推進を図り、川口市(以下「市」という。)における二酸化炭素排出量の削減を目的として、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「地球高温化対策活動」とは、次に掲げるものをいう。

(1)新エネルギーシステムの設置(以下「新エネルギー」という。)

太陽光発電等により新たにエネルギーを生み出すシステムを設置し、継続して使用することで地球高温化対策となる活動をいう。

(2)エコライフの実践(以下「エコライフ」という。)

日常の生活のなかで、環境対策に特化したことを実践する活動をいう。

(支援金の対象となる活動の要件及び支援金の額)

第3条 支援金の交付の対象となる地球高温化対策活動の要件及び支援金の額は、別表に定めるとおりとする。

(支援金の交付を受けることができる者)

第4条 支援金の交付を受けることができる者は、川口市内に住所を有し、市税の滞納がない者で、申請期間等の定めを厳守し、次の各号のいずれかに該当する者。

(1)「新エネルギー」の支援金については、別表に定める要件を備えるシステムを当該年度において新たに設置した者。

(ただし、中古品の活用システム及び転売を目的とするために活用システムを設置した者については、支援金の交付対象としない)

(2)「新エネルギー」の支援金については、戸建て住宅で、支援金の交付を受けようとする者が自ら所有し、かつ、居住している者。

(3)「エコライフ」の支援金の雨水貯留槽の設置については、新たに設置又は、浄化槽から転用した者。

(4)「エコライフ」の支援金の生ごみ処理容器の購入については、購入者自らが居住する住宅で使用するもの。

(5)「エコライフ」の支援金のカーシェアリング利用については、新規に会員登録し自らカーシェアリングを利用する者。

(支援金の交付の限度)

第 5 条 この要綱に基づく支援金の交付は、原則として地球高温化対策活動ごと年度内に 1 回を限度とする。

(支援金の交付申請)

第 6 条 支援金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第 1 号の申請書に別表に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、別に定める。

(申請の調整)

第 7 条 市長は、地球高温化対策活動の申請状況に応じ、申請期間を設けることができる。

2 市長は、前項により申請期間を設けた場合には、支援金の対象となる活動について、申請期間に応じ予算を配分するものとする。

3 市長は、前項により申請期間に応じ予算を分配した場合において、各申請期間内での申請が分配した予算を超えたときは、当該期間内に提出があり申請内容等が適正であった申請の中で抽選を行なうものとする。

4 市長は、第 2 項により分配された予算に残が生じた場合は、次の申請期間に繰り越すものとする。

5 申請期間及び予算の配分額は、別に定める。

(支援金の交付及び不交付の決定)

第 8 条 市長は、支援金の交付申請があったときは、その内容を審査し、当該申請者に対し、支援金を交付すべきものと認めたときは、様式第 2 号の交付決定通知書により、支援金を交付しない旨の決定をしたときには、様式第 3 号の不交付決定通知書により速やかに通知するものとする。

(支援金の請求)

第 9 条 前条の規定により交付決定を受けた者は、様式第 4 号の交付請求書により支援金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 10 条 市長は、支援金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認

めるときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱又は市長が付した交付条件に違反したとき。

(支援金の返還)

第11条 市長は、支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、交付決定者に対し、様式第5号の支援金返還請求書により、その返還を求めらるものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により支援金の返還を請求されたときは、指定された期限までに支援金を返還しなければならない。

(報告)

第12条 第9条第2項により支援金の交付を受けた者のうち、住宅用太陽光発電システムを設置した者は、様式第5号の報告書を市長に提出しなければならない。

(利用状況調査等)

第13条 市長は、支援金の交付を受けた者に対し、必要に応じ利用状況等についての調査を行うことができる。

2 支援金の交付を受けた者は、市長が行う利用状況等の調査に協力しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、環境部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年9月13日に施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年1月4日から実施する。